

公益のために直接専用する場合の減免

公益法人等がその事業のために直接専用する軽自動車等について、申請により軽自動車税が減免される場合があります。

減免の対象となる軽自動車等

公益法人等がその事業のために専用する軽自動車等のうち、次に掲げるものに限り、減免の対象になります。

1. 社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業または第二種社会福祉事業を営む社会福祉法人もしくは NPO 法人(以下社会福祉法人等という)が所有し、その社会福祉法人等の経営する社会福祉施設に入所等している人のために専用する軽自動車等
2. その他伊勢崎市市税条例第89条の規定により減免することが適当と認められる軽自動車等

※「その事業のために専用する軽自動車等」には、事務連絡・役職員の送迎のために使う軽自動車等は含まれません。

※リース車両は減免の対象になりません。

※車検が切れている車両は減免の対象になりません。

減免の申請

申請に必要なもの

- 軽自動車税減免申請書
- 軽自動車税納税通知書
- 自動車検査証(車検証) または 軽自動車届出済証
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- 定款等の写し
- 社会福祉事業を行っていることを証する書類
※障害福祉サービス事業者の場合は指定通知書の写し等
- 納税義務者が個人の場合は納税義務者の個人番号が分かるもの(マイナンバーカード等)

申請期間

軽自動車税納税通知書が届いた日(通常は5月上旬)から納期限の日まで
※軽自動車税の納期限は5月31日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日)です。

申請窓口

- 伊勢崎市役所市民税課(本館2階20番窓口) ☎0270-27-2715
- 各支所(赤堀・あずま・境)市民サービス課

※受付時間: 午前8時30分～午後5時15分

減免される税額

軽自動車税の全額

減免の決定

減免が認められた場合は、6月に減免決定通知書をお送りします。

減免の取消

次の場合は、軽自動車税の減免を取り消すことがあります。

- 申請書に記載された内容が減免の要件を満たさないことが判明した場合
- 申請書に記載された内容が事実と反することが判明した場合
- 減免の事由が消滅した場合